

※農地調整室受付	※農林事務所受付	※農業委員会受付

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

福 島 県 知 事

記

1 申請者の氏名、住所及び職業

氏 名	印	職 業	現 住 所
下郷 太郎	下郷	会社員	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷

(様式第8-1号-2)

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

郡市町村名	南会津郡下郷町		地目		面積(m ²)	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別
			登記簿	現況					
大字・字	地番	登記簿	現況	面積(m ²)	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別	
大字塩生字大石	1001番1	畑	畑	330	休耕地				
大字塩生字大石	1001番2	畑	畑	250	休耕地				
計	2	筆		580	m ² (田	m ² 、畑	580	m ²)	

下郷

3 転用計画

下郷

(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細 別紙事業計画書のとおり				
	住宅用地及び駐車場用地					
(2) 事業の操業期間 又は施設の利用期間	許可の日から永久					
(3) 転用の時期及び 転用の目的に係る事業 又は施設の概要	工事計画	工事期間	許可の日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
		名称	棟数	建築面積㎡	所要面積㎡	備考
	土地造成			130	開発区域内併用地面積を含む。	
	建築物	一般住宅	1	220	450	〃
	小計		1	220	580	
	工作物					開発区域内併用地面積を含む。
	小計					
	計		1	220	580	

4 資金調達についての計画

収入		支出	
自己資金	1,000万円	用地費	500万円
借入金	2,300万円	造成費	200万円
補助金		建築費	2,600万円
()		()	
()		()	
計	3,300万円	計	3,300万円

5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

土砂の流出等の災害を防止するための措置:

周囲に土砂や雨水が流出しないように砂利を用い造成する。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置:

建物の配置に配慮し、日照等の支障を生じないようにする。

周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置:

建物の配置に配慮し、日照等の支障を生じないようにする。

6 その他参考となるべき事項

下郷

(記載要領)

1 「申請者の氏名、住所及び職業等」

- (1) 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- (2) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (3) 代理人が申請の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、行政書士の印(本人が自署する場合は省略することができます)、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。

2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」

- (1) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、牧草地又はその他の別を記載してください。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、市街化調整区域、非線引き内用途区域(用途区域名を含む。)、非線引き内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載してください。

3 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要」

災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさないための措置を記述してください。

4 「その他参考となるべき事項」

- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述してください。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。